

国民健康保険に「加入するとき」や「脱退するとき」の届け出は速やかに!

国民健康保険に「加入するとき」や「脱退するとき」には届け出が必要です。次の必要書類を持参して、町福祉保健課で手続きをしてください。

必要書類

国民健康保険に加入するとき

- ・ 社会保険資格喪失証明書(職場等から発行されます)
- ・ 加入する方の個人番号(マイナンバー)が分かる書類(通知カード等)
- ・ 手続きに来る方の身分証明書(運転免許証等)
- ・ 印鑑(認印可)

国民健康保険から脱退するとき

- ・ 職場から交付された健康保険証(加入した方全員分、コピー可)
- ・ 国民健康保険被保険者証
- ・ 脱退する方の個人番号(マイナンバー)が分かる書類(通知カード等)
- ・ 手続きに来る方の身分証明書(運転免許証等)
- ・ 印鑑(認印可)

■加入の届け出が遅れると

- ・ 被保険者証が手元にないため、その間の医療費を全額自己負担しなければなりません。
- ・ 加入資格が発生した時点まで、国民健康保険税をさかのぼって納めなければなりません。

■脱退の届け出が遅れると

- ・ 職場の社会保険等に加入するなどして国民健康保険の資格がなくなった後で、国民健康保険の被保険者証を使用した場合は、町が負担した分の医療費を返していただくこととなります。

■その他の注意点

- ・ お手元に職場の健康保険証が届いていなくても、職場の保険に加入した時点で、国民健康保険の被保険者証は使用できません。
- ・ 職場の健康保険証が届く前に受診する際は、国民健康保険の被保険者証を使用せず、職場の健康保険の手続き中であることを医療機関等に申し出てください。

問 町福祉保健課 医療保険班 ☎0187 (84) 4907

高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種費用を助成します

肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌が原因となる肺炎などの感染症を予防するワクチンです。町では、そのワクチンの接種費用に対する助成を行います。

- 対象者** ● 町内に住所を有する次のいずれかに該当する方
- ①平成31(2019)年度中に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上となる方
 - ②心臓、腎臓、呼吸器などの機能に障がい(身体障害者手帳1級程度)のある60歳以上65歳未満の方

※①・②とも、過去に「ニューモバックスNP(23価肺炎球菌莢膜(きょうまく)ポリサッカライドワクチン)」の予防接種を一度も受けたことのない方が対象です。自費で受けたことがある方、助成を利用して受けたことがある方は対象となりません。

助成期間 ● 4月1日(月)～2020年3月31日(火)

接種回数 ● 1回

助成額 ● 3,000円

※接種費用のうち、3,000円を超えた金額を医療機関に支払ってください。

※生活保護世帯の助成対象者は、接種費用の全額が助成されます。

接種方法 ● 予診票を医療機関へ持参し、接種してください。

※予診票は、①の対象者には個別に通知します。

②の対象者には、美郷町保健センターで確認のうえ、窓口で予診票を交付します(再交付の際も美郷町保健センターで交付します)。

※生活保護世帯の方は、「緊急時医療依頼証」または「医療券」を医療機関に提示してください。

※心臓、腎臓、呼吸器などの機能に障がい(身体障害者手帳1級程度)のある60歳以上65歳未満の方は「身体障害者手帳」を医療機関に提示してください。

問 美郷町保健センター ☎0187 (84) 4900

がん患者用補正具購入費用を助成します

がんになっても、これまでどおり安心して暮らし続けられる社会を構築するため、がん患者の治療と就業の両立、療養生活の質の向上に向け、がん治療に伴う外見の悩みに対して支援することを目的として、がん患者用補正具(頭髮補正具・乳房補正具)の購入費用の全部または一部を助成します。

対象者 ● 次のすべてに該当する方

- ①がんと診断され、治療を行っていること
- ②治療に伴う脱毛や乳房切除等により、就労や社会参加等に支障があること

③助成申請の1年以上前から美郷町の住民であること

補助額 ● ①頭髮補正具(医療用ウィッグ)

対象者1人につき上限額2万円

②乳房補正具

対象者1人につき 片側:上限額1万円
両側:上限額2万円

※補正具の助成事業については、町事業とは別に秋田県でも実施しています。詳細については町ホームページでご確認いただくか、下記へお問い合わせください。

申・問 美郷町保健センター ☎0187 (84) 4900

【定期】風しん予防接種について

30代から50代の男性の風しん流行を受けて、平成31(2019)年度から3年間に限り、特に抗体保有率が低い世代の方を対象に、風しん抗体検査費用・風しん予防接種費用の助成を行います。

対象者 ●美郷町内に住所があり、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性
※対象となる方にはクーポン券を郵送します。

助成期間 ●4月1日(月)～2022年1月31日(月)

助成額 ●抗体検査・予防接種ともに全額助成します。

【抗体検査方法】抗体検査は、医療機関、町の健診、職場の健診で受けることができます。検査を受ける際には、クーポン券と本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)を持参してください。

【予防接種方法】抗体検査を受けた後、判定結果の「風しん第5期の定期接種対象」に○がされている方のみ、医療機関にて予防接種を受けることができます。予防接種を受ける際には、事前に医療機関に予約し、抗体検査結果、クーポン券、本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)を持参してください。

【任意】風しん予防接種について

妊娠初期に風しんにかかると、胎児も風しんウイルスに感染し、赤ちゃんに影響を及ぼすことがあります。これらを予防するため、風しん予防接種費用の助成を行います。

対象者 ●美郷町内に住所を有し、今後も引き続き在住する予定があり、次のいずれかに該当する方
①平成31(2019)年度中に満19歳から49歳になる方で、今後の妊娠を予定または希望している女性
②妊婦のパートナーおよび同居家族(ただし、妊婦がすでに抗体のある場合は対象外)

※風しんにかかったことのある方、すでに風しん予防接種を2回受けたことのある方、町の助成を受けたことのある方、現在妊娠中の女性は対象外です。

※②の対象のうち、定期予防接種の対象となる方(昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性)は、定期予防接種が優先されます。

助成期間 ●4月1日(月)～2020年3月31日(火)

助成額 ●全額助成します。

【手続方法】事前に手続きが必要です。次の書類等を持参のうえ、美郷町保健センターまでお越しください。

- ①本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)
- ②母子健康手帳

※パートナーおよび同居家族の方も、妊婦の接種歴等を確認しますので、母子健康手帳をお持ちください。

【接種方法】医療機関に予約し、美郷町保健センターから交付された予診票を持参して接種してください。

申・問 美郷町保健センター ☎0187(84)4900

児童扶養手当制度について

児童扶養手当は、離婚や死亡などによるひとり親家庭や、病気・けがのため身体や精神に障がいのある父親または母親をもつ家庭で、18歳になってから最初の3月31日まで(身体や精神に障がいのある児童の場合は20歳未満)の児童を養育している方に支給します。

■支給額(平成31年4月分より)

支給内容	支給額(児童1人の場合)
全部支給	月額 42,910円
一部支給	月額 10,120円～42,900円

※事実上の婚姻状態にある場合には支給しません。

■手当を受ける資格がなくなる主な場合

- ・婚姻したとき、または事実上の婚姻状態(内縁・同居・生計同一)となったとき
 - ・対象児童を養育しなくなったとき
 - ・対象児童が施設に入所することになったとき
- ※上記に該当する場合や転出する場合には、速やかに下記まで届け出をしてください。資格が喪失した後も引き続き手当を受給していた場合は、受給資格が無くなった月の翌月からの分を全額返還していただくことになります。
- ※偽りその他不正な手段により手当を受けた場合、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

特別児童扶養手当制度について

特別児童扶養手当は、身体または精神に障がいのある20歳未満の児童を監護する父母、または父母に代わってその児童を養育している方に支給します。

■支給額(平成31年4月分より)

等級	支給額
1級	月額 52,200円
2級	月額 34,770円

■手当を受ける資格がなくなる主な場合

- ・対象児童が施設に入所することになったとき
- ・対象児童の障がいが政令で定める程度でなくなったとき
- ・対象児童が障がいを事由として公的年金を受給することになったとき
- ・受給者が対象児童を監護または養育しなくなったとき
- ・対象児童や受給者が死亡したとき

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907